

# 議案参考資料

[平成 30 年第 3 回定例会(9 月)]

[担当課(室)係]

契約検査課 契約担当  
建築住宅課 建築係  
スポーツ体育課 スポーツ施設管理係

## 議案名

議案第 57 号 桐生市民体育館改築機械設備工事請負契約の締結について

## 趣旨・目的

桐生市民体育館改築機械設備工事の請負契約を締結するにあたり、予定価格が 1 億 5,000 万円以上であったため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を得ようとするものです。

## 概要

- |               |  |
|---------------|--|
| 1 工 事 名       | 桐生市民体育館改築機械設備工事  |
| 2 工 事 場 所     | 桐生市相生町三丁目 300 番地   |
| 3 契 約 の 方 法   | 指名競争入札   |
| 4 契 約 金 額     | 4 億 9,572 万円   |
| 5 契 約 の 相 手 方 | キンケン・タナベ桐生市民体育館改築機械設備工事<br>特定建設工事共同企業体<br>代表構成員 桐生市相生町二丁目 588 番地の 59<br>株式会社キンケン<br>代表取締役 星野 元彦<br>構 成 員 桐生市末広町 1 番 6 号<br>有限会社タナベ工業所<br>代表取締役 田辺 珠枝 |

### 《主な工事内容》

市民体育館改築に係る機械設備工事一式

- ・ 空気調和設備（空調、換気）
- ・ 給排水衛生設備（給水、給湯、排水、ガス、消火、衛生器具）

## 背景・経過

桐生市民体育館は、昭和 44 年に建築され、建築後 49 年が経過し、老朽化が著しい状況となっています。このため、平成 26 年度から、市民の安心安全なスポーツ環境を整えるために、競技団体、学校関係者及び有識者等で構成する「桐生市スポーツ施設整備基本計画策定委員会」で整備に向けた検討を開始し、平成 28 年度からは同委員会内の「市民体育館部会」で機能等の

具体的な内容の検討を重ねてきたものです。

平成 29 年度に設計業務が完了しましたので、平成 30 年度から 3 か年の機械設備工事に着手するものです。